別記４　等級の格付け及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　土木工事（上記１⑴）
①　1,100点以上：Ａ
800点以上1,100点未満：Ｂ
800点未満：Ｃ
②　Ａは22,800万円以上、Ｂは2,300万円以上22,800万円未満、Ｃは2,300万円未満
⑵　建築工事（上記１⑵）
①　1,100点以上：Ａ
800点以上1,100点未満：Ｂ
800点未満：Ｃ
②　Ａは28,500万円以上、Ｂは2,300万円以上28,500万円未満、Ｃは2,300万円未満
⑶　専門工事（上記１⑶から１⑮まで）
①　700点以上：Ａ　700点未満：Ｂ
②　Ａは1,700万円以上、Ｂは1,700万円未満
⑷　測量等（上記２⑴から２⑸まで）
①　45点以上：Ａ　45点未満：Ｂ
②　Ａは500万円以上、Ｂは500万円未満

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「地方整備局等」という。）の所掌する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和８年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

令和８年３月31日
国土交通省大臣官房会計課長　黒須　　卓
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
矢野　智義

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

１　工事種別
建設工事の工事種別は、次の①から㉒まで（国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事については、①、④、⑤、⑦、⑧、⑫、⑯、⑲、⑳及び㉑）に掲げるものとする。
①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事、解体工事）
②　アスファルト舗装工事（舗装工事）
③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
④　造園工事（造園工事）
⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、解体工事）
⑥　木造建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事）
⑦　電気設備工事（電気工事）
⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　セメント・コンクリート舗装工事（舗装工事）
⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）
⑫　塗装工事（塗装工事）
⑬　維持修繕工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
㉒　橋梁補修工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事）
〔注〕かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

２　業種区分
測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次の①から⑤まで（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌する測量・建設コンサルタント等業務にあっては①から④まで、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する測量・建設コンサルタント等業務については①、②及び④）に掲げるものとする。
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

３　申請の時期及び場所
申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記１に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記１に定める提出場所において、随時、申請を受け付ける。
なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、６に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部契約課（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌に係る調達契約にあっては、国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌に係る調達契約にあっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課）においても申請を受け付けるものとする。この場合において、提出場所は、別記１又は別記２に掲げるものとする。

４　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子メール、郵送又は持参により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。
（建設工事に係る申請書の添付書類）
①　申請者が、⑨に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき及び⑨に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表
②　業態調書
③　営業所一覧表
④　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し
⑤　申請者が経常建設共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整（共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）４に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類
⑥　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、令和４年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
⑦　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類